

後期高齢者医療制度のお知らせ

7/10 保険料額決定通知書を送付

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と65歳以上で一定の障害があり、申請により認定を受けた人が加入する制度です。7月10日に平成30年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

◆ 保険料の計算方法

計算方法は下記のとおりです。

均等割額	所得割額	平成30年度 保険料額(年額)
4万8855円 (前年度比558円増)	平成29年中の 基準総所得金額×10.17% (※) (前年度と同じ)	上限62万円 (前年度比5万円増)

※基準総所得金額=所得(収入額-控除額)の合計-基礎控除額(33万円)。控除には各種所得控除(社会保険料控除や扶養控除等)は含みません

■ 被扶養者だった人の軽減(平成30年度)

制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額はかからず、均等割額は5割軽減されます。

※均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)に該当する人はそれぞれの軽減割合が適用されます(詳細は「◆所得の低い人の軽減」を参照)

新しい被保険者証を7月下旬に送付

～ 8月から医療機関等で提示を～

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証を送付することがあります。納付が困難な場合は、早めに相談してください。

また、8月から高額療養費の自己負担額が変わります=右表参照。所得区分が変更となっていますので、ご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税世帯(右表の低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)の提示で医療機関での支払が自己負担限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。

減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証を持ち、8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい減額認定証を送付します。世帯全員が住民税非課税世帯の人で減額認定証の申請をしていない場合は、申請をしてください。(※1)

限度額適用認定証

8月から現役並み所得者の所得区分が細分化されることに伴い、現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、限度額適用認定証の提示で医療機関ごとの支払いが区分に応じた限度額までになります。入院等で自己負担額が限度額を超え、限度額適用認定証が必要な人は申請をしてください。(※1)

(※1)申請場所…高齢者医療保険課(市役所本庁舎1階)、各支所、アクタ西宮ステーション

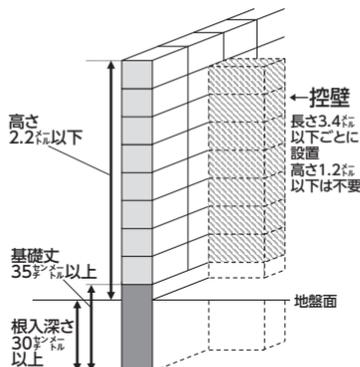
ブロック塀の点検を！！

6月18日に発生した大阪府北部地震において、大阪府内でブロック塀の倒壊による被害が生じました。自宅周辺のブロック塀を、外観からチェックできる項目で点検してください。必要に応じて専門業者等に相談するなど適切な維持管理に努めてください。

外観からわかるチェックポイント

1. 塀が傾いていないか
2. 塀にひび割れが生じていないか
3. 高さが高すぎないか(2.2m以下※)
4. 控壁があるか※
(高さ1.2m以下は不要)

※建築基準法に基づく構造計算で安全を確認した場合は適用除外



問 建築指導課 (0798・35・3707)

問 高齢者医療保険課

▷保険料について (0798・35・3110)

▷被保険者証・減額認定証について (0798・35・3192)

◆ 所得の低い人の軽減

平成29年中の所得に応じて平成30年度の保険料が軽減されます。

① 均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の平成29年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。また、65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます(年金特別控除)。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯		軽減割合 (軽減後の均等割額)
基礎控除額 (33万円)	世帯内の被保険者全員の所得(公的年金等控除額は80万円として計算する)が0円	9割(4885円)(※1)
	上記以外	8.5割(7328円)(※1)
基礎控除額(33万円)+27.5万円(※2)×被保険者数		5割(2万4427円)
基礎控除額(33万円)+50万円(※2)×被保険者数		2割(3万9084円)

(※1)本来は7割軽減ですが、特例措置により9割または8.5割軽減となります

(※2)平成30年度保険料の低所得者軽減措置が拡充されました

② 所得割額の軽減

平成29年度は2割軽減でしたが、制度の見直しにより廃止されました。

■ 保険料の減免

災害で大きな損害を受けたとき、退職等で所得が著しく減少したとき、他の被保険者や世帯主が死亡したなどで世帯の所得が軽減判定基準以下となる場合、一定期間給付の制限を受けたときで保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

◆医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等(表中太字が変更)

区分	割合	自己負担限度額(1カ月当たり)		入院時食事代の標準負担額 (1食当たり)
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
現役並み所得者(※2)	Ⅲ	25万2600円+(医療費-84万2000円)×1% (多数回(※4)14万100円)	5万7600円(多数回(※4)4万4400円)	460円 ※指定難病患者は260円。平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神科病棟に入院していた人で引き続き医療機関に入院している人も当分の間260円
	Ⅱ	16万7400円+(医療費-55万8000円)×1% (多数回(※4)9万3000円)	5万7600円(多数回(※4)4万4400円)	
	Ⅰ	8万100円+(医療費-26万7000円)×1% (多数回(※4)4万4400円)	5万7600円(多数回(※4)4万4400円)	
一般		1万8000円(年間上限14万4000円)	5万7600円(多数回(※4)4万4400円)	90日までの入院…210円 90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)…160円
低所得(※3)	Ⅱ	8000円	2万4600円	100円
	Ⅰ		1万5000円	

(※2)現役並み所得者の区分は世帯の被保険者の住民税課税所得額によって判定
Ⅲ…690万円以上、Ⅱ…380万円以上、Ⅰ…145万円以上

(※3)低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除額(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。または高齢福祉年金の受給者▷低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人

(※4)過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があった場合は4回目から「多数回」となり、限度額が下がります

土砂災害特別警戒区域の指定

塩瀬町生瀬地区の指定案閲覧 説明窓口

県は、土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の指定に向けた取り組みを進めています。このたび、県は塩瀬町生瀬地区の7カ所について、指定案の閲覧と説明窓口の開設を行います=下表参照。

◆ 塩瀬町(生瀬地区)の指定スケジュール ◆

指定案閲覧	説明窓口
【日時】 7月11日(水)～25日(水)の午前9時～正午、午後1時～5時半(土・日曜、祝日を除く)	【日時】 7月14日(土) 午前9時半～正午
【会場】 阪神南県民センター 西宮土木事務所河川砂防課(西宮庁舎5階)、塩瀬支所1階	【会場】 塩瀬支所4階

問 市災害対策課 (0798・35・3626)